

横須賀市立大楠中学校 PTA 規約

第一章<名称>

第一条 本会は、横須賀市立大楠中学校 PTA(保護者と教職員の会)と称す。

第二章<目的及び活動>

第二条 本会は、会員相互の緊密な連絡をもとに、学校と家庭及び社会における生徒の教育効果の向上に協力すると共に、会員相互の教養を高めることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的達成のために、次の活動をする。

- 一、 生徒の心身の健全な発達を図り、教育環境整備に務める。
- 二、 学校と家庭の緊密な連絡により、生徒の福祉を増進する。
- 三、 会員の資質の向上に務める。
- 四、 教育財政を確立することに協力する。
- 五、 地域における社会教育の振興を図る。
- 六、 国際理解と親善に務める。
- 七、 その他、本会の目的達成のために必要と認めた事項に取り組む。

第三章<方針>

第四条 本会は、教育を本旨とする民主的団体とし、次の方針に従って活動する。

- 一、 本会は、民主・独立のもとで特定の政党、宗派に偏ることなく他のどんな団体、または機関の支配や干渉を受けない。
- 二、 児童、青少年の福祉増進のために活動する他の団体および、機関と協力する。
- 三、 教育行政に干渉しない。

第四章<会員>

第五条 本会は、活動の理解と協力について賛同する者を会員とし、すべて平等の義務と権利を有する。

- 一、 本校に在籍する生徒の保護者。
- 二、 本校に勤務する校長、教頭及び教職員。
- 三、 本会の趣旨に賛同する者。
- 四、 この会へは、自由意思で入会し、また退会できる。
- 五、 この会への入会希望者は、入会届を提出する。
- 六、 この会の退会は、下記の通りとする。
 - 1、自動退会：子の卒業または転校等により、教職員会員については勤務校の異動により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもち退会とする。退会届提出の必要はない。
 - 2、任意退会：自由意思によって退会するものは、退会届を提出する。

第六条 会員は、会費として総会において決定した保護者一世帯400円/月、教職員一人200円/月、その他の者一人200円/月、を納入する。
会費の集金及び督促、またそれに付随する事項に関しては、横須賀市立大楠中学校PTAと横須賀市立大楠中学校との間に締結した委任契約書に基づき、横須賀市立大楠中学校に委任する。

第五章＜会員情報の管理＞

第七条 本会に関わる会員等の情報は、別途定める「横須賀市立大楠中校PTA個人情報保護規程」に従う。

第六章＜経理＞

第八条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金・及びその他の収入をもって賄う。

第九条 本会の経理は、原則総会、あるいは必要に応じて運営委員会で協議され認められた予算に基づいて行われる。

第十条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第十一条 本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七章＜役員＞

第十二条 本会の役員は次の通りとする。

会長1名（保護者）副会長3名（保護者）書記1名（教職員）

会計1名（保護者）会計補1名（教職員）

各役員は、他の役員及び会計監査委員を兼ねることはできない。

第十三条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第十四条 書記と会計補以外の役員は、総会において選出される。

第八章＜会計監査委員＞

第十五条 本会の経理を監査するため、3名（保護者2名、教職員1名）の会計監査委員をおく。

第十六条 会計監査委員（教職員を除く）は総会において選出され、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第九章＜役員及び会計監査委員の選挙＞

第十七条 役員及び会計監査委員（教職員を除く）の選挙ならびに就任は、次のごとく行われる。

一、 候補者指名委員会を次の通り設置する。

1、 各学級より1名及び各支部より1名を選出する。

2、 教職員より2名選出する。

3、 指名委員長は、指名委員の互選により決める。

二、 指名委員の任務は、次の通りとする。

- 1、 指名委員長は、指名委員を決定後、直ちに全会員に発表する。
 - 2、 指名委員会は、書記と会計補以外の役員及び会計監査委員（教職員を除く）候補者の内諾を得て、選挙管理委員会に推薦する。
 - 3、 個人情報取扱いは、「横須賀市大楠中学校 PTA 個人情報保護規程」に従う。
- 三、 選挙管理委員の構成及び任務は、次の通りとする。
- 1、 選挙管理委員は、会長が地域を考慮して委嘱した会員から構成する。
 - 2、 選挙管理委員会は、指名委員会が推薦した役員及び会計監査委員候補を会員に知らせる。
 - 3、 役員及び会計監査委員の候補者の追加は、前項の候補者発表後5日以内に会員の中から選挙管理委員会に推薦することができる。
この場合、選挙管理委員会は直ちに全会員にこの追加を発表する。
- 四、 新たに選ばれた役員、会計監査委員は4月に就任する。
- 五、 指名委員・選挙管理委員は、その任務を終了したときに解任される。
- 第十八条 教職員より選出される役員・会計監査委員は、教職員の互選により決定され就任するものとする。任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第十章<役員の仕事>

- 第十九条 会長の仕事は次の通りとする。
- 一、 総会、運営委員会を招集開催し、役員候補者指名委員会及び会計監査委員会以外の会合に一委員として出席することができる。
 - 二、 他の役員及び校長の承認を得て、運営委員会及び常任委員を委嘱する。
 - 三、 前項同様の手続を経て、選挙管理委員を委嘱する。
 - 四、 運営委員の承認を得て、臨時特別委員の正副委員長、委員を委嘱する。
 - 五、 「横須賀市大楠中学校 PTA 個人情報保護規程」に係る個人情報保護管理者を兼任する。
- 第二十条 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合、その代理を務める。
- 第二十一条 書記の仕事は次の通りとする。
- 一、 総会ならびに、運営委員会の議事及び本会の活動に関する重要事項を記録する。
 - 二、 諸種の記録、通信その他の資料を保管する。
 - 三、 会長の指示に従って、本会の通信等を行う。
- 第二十二条 会計の仕事は次の通りとする。
- 一、 総会で決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。
 - 二、 5月総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。
 - 三、 本会の資産を管理する。
 - 四、 当該年度の予算執行について予実管理する。

第十一章<総会>

- 第二十三条 総会は定期総会、その他運営委員会が必要と認めた場合、または全会員

の5分の1の要求があった場合に、会長がこれを召集する。
但し、状況に応じて文書総会の形式を選択することも在り得る。

第二十四条 次の定期総会を開く。

2月総会・・・新年度の役員選出、その他。

5月総会・・・会計監査を得た前年度の事業及び決算報告の承認。
運営委員会より提出された活動計画及び新年度予算の審議ならびに承認。

第二十五条 総会の定足員数は、全会員の5分の1とする。ただし委任状をもって出席にかえることができる。

総会の決議は、出席者の過半数の同意・信任を必要とする。

文書総会も同様とする。

第二十六条 本会の年度当初経費予算の決議は総会をもって決定されるが、年度途中における予算見直しは運営委員会により決議される。

第十二章<運営委員会>

第二十七条 運営委員会は、役員及び常任委員会委員長・副委員長、地区委員、校長・教頭により構成され、その任務は次の通りとする。

- 一、各委員会で立案された事業計画、新年度予算の審議検討。
- 二、総会の決議に基づいて本会の事業を運営し、かつ総会に提出する議案を作成する。
- 三、必要と判断された場合は、臨時特別委員会を設ける。
- 四、臨時特別委員会のある場合は、その正副委員長は運営委員となる。
- 五、その他、会員より委任された事務を処理する。

第二十八条 運営委員会は、役員の半分以上が出席しなければ成立しない。

第十三章<常任委員会 臨時特別委員会>

第二十九条 本会の活動に必要な事項について調査・研究、立案するため常任委員会を置く。

第三十条 常任委員会として、広報委員会、成人/保健委員会、校外委員会、学年合同委員会、学年委員会の5委員会の役割を置く。

第三十一条 常任委員会、臨時特別委員会は、その事業計画を運営委員会に諮らなければならない。

第三十二条 校長・教頭は、各常任委員会及び臨時特別委員会に出席して意見を述べることができる。

第三十三条 正副委員長の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

第三十四条 常任委員会の任務は、次の通りとする。ただし各年度の生徒人数や会員人数、時代ニーズに合わせ、委員会を統合し設置することも可能とする。

- 一、広報委員会・・・情報発信とPTA活動及び学校教育理解のため、広報紙「汐風」を発行する。
- 二、成人/保健委員会・・・保護者・教員に向けた学習計画を立案し、相

互の教養を高める。健康教育の認識、保健衛生に関する各種の計画を立案する。

また、各常任委員会の委員がその任務を果たす為に必要な研修会を図る。

- 三、 校外委員会・・・学校との連絡を保持し、児童青少年の家庭生活及び自主的集団生活の普及啓発にあたる。
- 四、 学年合同委員会・・・学年委員会の上位組織とする。各学年委員会の正副委員長で構成され、学年委員会が合同で活動するために必要な調査、研究、立案、情報交換を行い、俯瞰視野を持って学年委員会の運営に協力する。
- 五、 学年委員会・・・各学級における一人ひとりの意見を会の運営に反映し、各委員会の計画と会の目標がよく会員に理解されるために各学級及び学年の集会を計画し、その運営にあたる。

第十四章＜地区委員会（地区支部長及び副支部長）＞

第三十五条 原則として久留和・秋谷・芦名・佐島・長坂の各地区を対象と呼ぶ。当該対象地区は、時代環境や行政による地域開発等に柔軟に対応し、本校学区を網羅するものとする。それぞれに支部長及び副支部長をおき、その任務は次の通りとする。

- 一、 本会の目的方針に基づいた各地区の活動計画を立案運営すると共に、他の常任委員会の運営に協力する。
- 二、 校外委員を兼務する。
- 三、 地区担当の教職員と協議し学年委員を除く常任委員を選出する。
- 四、 地区委員会が選出する常任委員の各地区及び各委員会の委員数は、原則次の通りとする。なお、各委員会の正副委員長及び所属は、委員の協議により決定する。ただし各年度の生徒人数や会員人数、時代ニーズに合わせ、委員数や正副委員長の配置は変更することも可能とする。

	広報（7名。ただし各地区1名以上） 成人・保健（6名）	校外（10名） ※地区委員が 兼務	合計
久留和	1	2	3
秋谷	3 ※2018年度広報2名	2	5
芦名	3 ※2018年度広報2名	2	5
佐島	3 ※2019年度広報2名	2	5
長坂	3 ※2019年度広報2名	2	5
合計	13	10	23

※2020年以降、久留和を除く4地区で輪番とする。

第三十六条 各支部長及び副支部長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第十五章<改正>

第三十七条 本規約は、原則として総会出席者の過半数の賛成を得た改正を基本とするが、時代環境の変化に即応するために保護者代表の運営委員会において改正の可否を審議することができるものとする。

第十六章<付則>

第三十八条 本規約は、昭和35年5月6日初版より、以下改正日を以て施行適用する。

昭和56年5月6日一部改正

昭和61年2月27日一部改正

平成3年5月17日一部改正

平成5年2月27日一部改正

平成6年2月26日一部改正

平成7年2月25日一部改正

平成13年2月17日一部改正

平成27年2月12日一部改正

令和5年11月8日一部改正

昭和57年3月4日一部改正

昭和63年3月2日一部改正

平成4年6月15日一部改正

平成5年5月13日一部改正

平成6年4月1日より施行

平成11年3月31日一部改正

平成20年2月28日一部改正

平成30年2月20日より施行

令和5年●月●日より施行

以上